導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口構造は、全人口に占める 15 歳未満の人口と 65 歳以上の人口の割合が 全国、大阪府を上回るのに対し、15~64 歳の生産年齢人口の割合は全国、大阪府を 下回っている。

区分	人口	構成比(%)		
		堺市	大阪府	全国
15 歳未満	102, 091	12. 7	11. 7	11. 9
15~64 歳	471, 667	58. 5	60. 7	59. 5
65 歳以上	233, 131	28. 9	27. 6	28. 6

(資料) 令和2年国勢調査

産業構造は、従業者数の割合では、医療、福祉などのサービス業が 45.0%と最も多く、次いで卸売・小売業 (19.9%)、製造業 (18.3%) となっているのに対し、付加価値額の割合では、製造業が 32.9%と最も多く、次いで医療、福祉などのサービス業 (27.0%)、卸売・小売業 (17.8%) となっている (総務省:平成 28 年経済センサス-活動調査)。

また、市内中小企業の業況判断は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて急激に悪化した後、改善傾向にあるものの、原材料やエネルギー価格の高騰など経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある(堺市:地域産業経営動向調査)。コロナ禍で落ち込んでいた有効求人倍率も上昇傾向(堺市 1.03 倍、令和 5 年 2 月 ハローワーク堺)にあり、幅広い業種で人手不足感が出てきている。中小企業においては、先端設備等の導入などによる生産性の向上が喫緊の課題となっている。

(2) 目標

本計画の着実な推進と本市の企業投資支援施策等のさらなる活用を促進することにより、市内企業の9%以上を占める中小企業の先端設備等の導入を促進し、市内産業全体の生産性の向上と競争力の強化をめざす。

そのため、本計画に基づく中小企業の先端設備等導入計画を、計画期間において 200 件認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市には、卸売業・小売業 (23.5%)、宿泊業・飲食サービス業 (13.0%)、医療・福祉 (10.7%)、製造業 (10.6%)、建設業 (8.4%)、生活関連サービス業・娯楽業 (8.4%) など多様な業種の事業所が集積し、市内企業の 99%以上は中小企業である (総務省: 平成 28 年経済センサス-活動調査) ことから、市内産業全体の生産性の向上と競争力の強化を図るためには、対象となる「先端設備等の種類」、「地域」、「業種・事業」にかかわらず、幅広い中小企業の先端設備等の導入を促進する必要がある。

そのため、先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に 定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

「2 先端設備等の種類」に記載の理由により、市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種·事業

「2 先端設備等の種類」に記載の理由により、原則、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。